

函館工業高等専門学校特専教員規程

平成28年11月14日

函高専達第60号

(目的)

第1条 この規程は、函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)における特専教員の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、特専教員とは、特定の分野における高度な専門的知識、技術又は経験等を有し、授業を担当する本校教員（以下「担当教員」という。）に協力する者をいう。

(選考基準)

第3条 特専教員は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 産業界等で実践的技術者として活躍している者又は活躍していた者
- 二 大学等研究機関において研究者として活躍している者又はしていた者
- 三 その他校長が特に必要と認めた者

(選考)

第4条 特専教員の選考は、次の各号のとおりとする。

- 一 前条第一号及び第二号に該当する者については、担当教員の申し出に基づき、専攻科長、学科長又は系長の推薦により、運営会議の議を経たのち、校長が決定する。
 - 二 前条第三号に該当する者については、運営会議の議を経たのち、校長が決定する。
- 2 再委嘱についても前項各号の選考を経るものとする。

(選考書類)

第5条 前条の選考は、次の各号の書類をもって行う。

- 一 特専教員候補者経歴書（別記様式1）
- 二 特専教員推薦書（別記様式2）
- 三 その他必要に応じて校長が指定した書類

(委嘱期間)

第6条 特専教員の委嘱期間は一の事業年度（当該年の4月1日から翌年の3月31日まで。）の末日までとし、再委嘱を妨げない。

(委嘱の解除)

第7条 校長は、特専教員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該特専教員の委嘱を解除することができる。

- 一 心身の故障により、業務を行うことが困難となった場合
- 二 本校の信用を失墜させる行為又は業務上不適当な行為があった場合
- 三 その他やむを得ない事由により、業務を行うことが困難となった場合

(了知方法)

第8条 特専教員として委嘱する場合又は委嘱を解除する場合には、文書にその旨を明記

して本人に了知させるものとする。

(庶務)

第9条 特専教員に関する事務は、総務課及び学生課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、特専教員に関し必要な事項は校長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年11月14日から施行する。
- 2 函館工業高等専門学校特専教員規程（平成17年5月16日函館高専達第3号。以下「旧規程」という。）は廃止する。
- 3 この規程の施行日の前日において、廃止前の旧規程による特専教授（マイスター）として発令された者のうち校長が認めた者は、この規程に定める特専教員として委嘱された者とみなし、第6条の委嘱期間は平成29年3月31日までとする。
- 4 前項で特専教員として委嘱された者とみなした場合、第6条ただし書きの最初の委嘱開始日は、廃止前の旧規程による特専教授（マイスター）として発令された日とし、発令された日が平成25年3月31日以前の場合は、同条ただし書き中「5年の期間を超えることはできない。」は、「平成30年3月31日を超えることはできない。」と読替える。

附 則（平成30年2月27日函高専達第76号）

- 1 この規程は、平成30年2月27日から施行する。
- 2 函館工業高等専門学校特専教員規程(平成28年11月14日函高専達第60号)附則第4項を削る。

附 則（令和7年1月21日函高専達第10号）

- 1 この規程は、令和7年1月21日から施行する。

特専教員候補者経歴書

年 月 日作成

写 真 縦 40mm×幅 30mm (本人胸上半身)	ふりがな 氏 名	印	男女	生年月日	年 月 日(歳)	
	現 住 所					
	現 職					
	勤務先住所					
	連 絡 先	電話() — FAX () — E-mail				自宅 勤務先

学 歴 (高校卒業以降)

年	月	事 項

職 歴

年	月	事 項
		～ 現在に至る

免許・資格

年 月 日	事 項
学 位	()大学 取得年月日 年 月 日

学会賞・学会その他の活動等

年 月 日	事 項

教育・研究業績

氏 名 _____

年 月 日作成

項 目	事 項

特専教員推薦書

年 月 日

函館工業高等専門学校長 殿

推薦者（専攻科長・学科長・系長）

所属・氏名

下記のとおり特専教員として推薦します。

科目名・テーマ名				
学科・専攻科	学年	担当教員職名・氏名	委嘱期間	委嘱時間数
特専教員候補者氏名	生年月日 (（再）委嘱開始時点の年齢)		新規・継続の別	
	(歳)			
特専教員の必要性（学外者に委嘱する必要性）について（要点を箇条書きで記入）				